

(案)

多文化共生社会の構築に関する提言書

令和7年1月

多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

目 次

はじめに

委員名簿

第1章 外国人の活躍に向けたサポート

- 1 外国人相談対応体制の構築と拡充
- 2 やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化
- 3 日本語教育等の環境の整備
- 4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化

第2章 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

- 1 地域住民と外国人の共生
- 2 外国人の病気や障害、災害への備え
- 3 外国人への差別の解消

第3章 県全体での連携推進

- 1 連携・協働体制の構築と拡充
- 2 多文化共生推進のためのアクションプランの策定

おわりに

はじめに

沖縄県は、2009年に「おきなわ多文化共生推進指針」を策定し、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、それぞれが共に地域社会を支える主体として、その能力を十分に発揮しながら、イチャリバチョーデーの心で、外国人も県民も安心して暮らせる世界に開かれた地域」を目指し、多文化共生施策を推進してきた。

その後、沖縄県内に在住する外国人の数は指針策定時と比較して約3倍近く増加し、外国人観光客も年々増加している。政府による育成就労制度の創設により今後も外国人の増加が見込まれ、沖縄県では観光業をはじめとした産業振興において外国人材の活躍がより重要になってくるなど、沖縄における外国人を取り巻く状況は大きく変化している。

本会議では、指針の基本的考え方に沿って、沖縄に暮らす外国人を取り巻く現状を把握するとともに、指針に沿った取組の成果及び課題を整理しながら、街の活力や成長の原動力にもなる共生の姿について議論した。

沖縄はかつて海洋国家「琉球王国」として世界の架け橋「万国津梁」を掲げ、たくさんの国々との交流の中で多様性に富んだ独特の文化を育み、明治時代以降にハワイや南米・北米などに渡った多くの移民が現在では世界中で約42万人のウチナーネットワークに拡大し、さらに戦後27年間は米軍の施政権下に置かれるなど、独特の国際性豊かな歴史を有している。

また、沖縄社会では、ユイマール、イチャリバチョーデーという言葉に象徴される相互扶助やおおらかさのある価値観が共有されており、これらの独特の歴史や県民性は、外国人との共生社会の構築のための力となり得るものであり、本会議ではこのような背景も踏まえ、各委員から多様な意見や提案がなされ、活発な議論が行われた。

外国人との共生にあたって、あるべき社会の方向性を、

- ① 外国人が地域コミュニティを共に創る一員として参加し能力を発揮できる多様性に富んだ活力ある社会、
- ② 外国人を含め沖縄県に暮らすすべての人が個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく安全・安心に暮らせる社会
- ③ 沖縄が結び目となって世界に開かれた交流と共生が実現する社会

とし、これに沿う形で提言を構成することとした。

第1章から第3章まで、具体的な項目ごとの現状と課題、それに対する提言をまとめた。

この提言が沖縄県における多文化共生社会の構築の一助となれば幸いである。

委員名簿

委員名	所属・役職	備考
宮城 淳 (みやぎ あつし)	沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長	委員長
倉科 和子 (くらしな かずこ)	JICA 沖縄センター 所長	副委員長
新居 みどり (にい みどり)	特定非営利活動法人 国際活動市民中心 コーディネーター	
高橋 美奈子 (たかはし みなこ)	琉球大学教育学部 准教授	
山本 和儀 (やまもと かずよし)	山本クリニック 院長	
白 充 (べく ちゅん)	法律事務所 春 弁護士	
オジャ ラックスマン (おじゃ らっくすまん)	沖縄ネパール友好協会 幹事長	

第1章 外国人の活躍に向けたサポート

外国人が地域コミュニティを共に創る一員として参加し、能力を発揮していくためには、相談体制や情報発信の強化、日本語教育の取組、ライフステージに応じた行政サービスの環境整備等の基礎的な支援体制を整え、そのうえで安全・安心に暮らせる共生の地域づくりにつなげる必要がある。

この章では、外国人相談対応体制の構築と拡充、やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化、教育環境の整備、ライフステージに応じた行政サービス等の体制強化について検討し、外国人の活躍に向けたサポートのあり方について提言する。

1 外国人相談対応体制の構築と拡充

沖縄県内の外国人登録者数は25,447人（2023年12月時点）で、10年前と比べて約2.5倍に増加している。また、外国人観光客数は、コロナ禍前のピーク時の2018年には300万人を超えるなど、大幅に増加している。

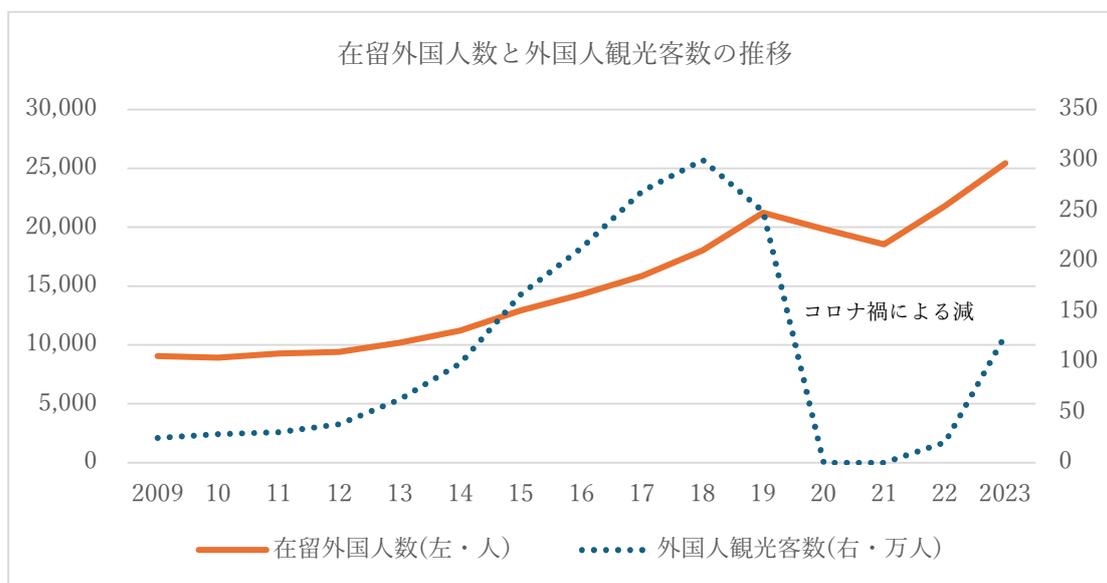


図1 在留外国人数と外国人観光客数の推移

また、令和6年6月21日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした育成就

労制度が創設された。これに伴い、外国人が働き先として沖縄を選択する機会が増えることが予想される。

このような背景のもと、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（以下「法務省ロードマップ」という。）においては、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る目標として、外国人が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスでき、抱える困りごとを迅速に解決できる環境を整備するため、各地方自治体において外国人相談窓口の整備が求められている。

沖縄県においては公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）や市町村の国際交流協会等が外国人相談窓口を運営しており、医療や在留資格、子どもの教育や住居等の生活に関する相談や、健康や労働問題、離婚などの法律問題に関する相談を受けている。

財団の外国人相談窓口がワンストップかつ中心的な役割を担うことが期待されているが、現状として相談窓口対応職員が1人、補助職員1人の2名体制で英語、中国語、翻訳アプリを用いて対応しているが、今後の継続的対応は不透明な状況である。

今後も増加が予想される外国人からの相談に対応するためには体制の強化が求められる。

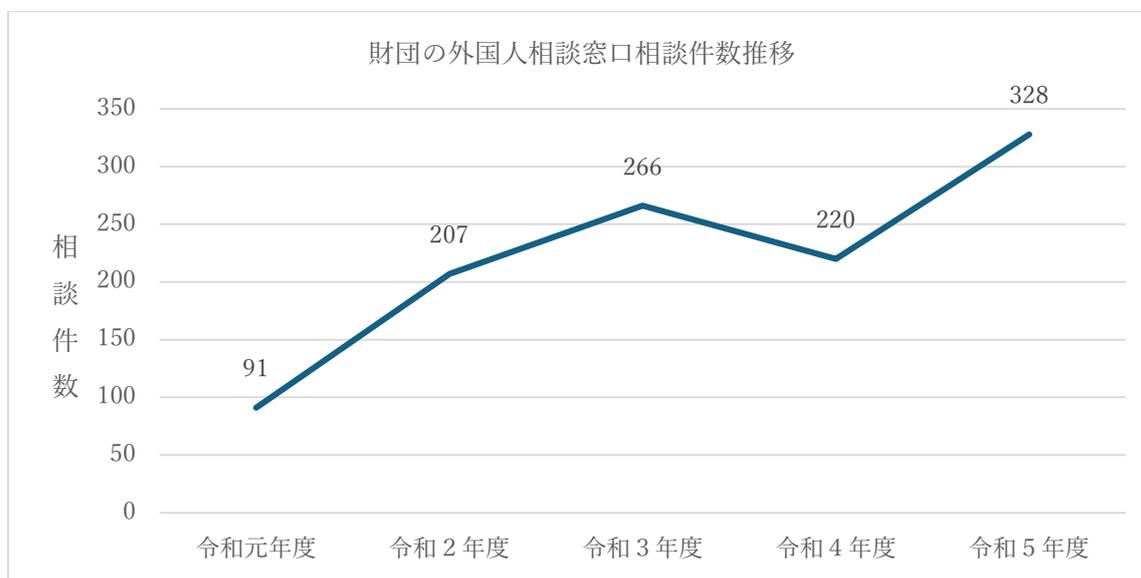


図2 財団の外国人相談窓口相談件数推移

外国人が困った時に相談窓口で十分な対応がなされなかった場合、相談者は相談しても意味がないと思ひ、相談窓口を利用しなくなるケースがある。そのような対応が続くことによって、相談窓口を利用しても意味がないという認識が広がり、結果として地域から隔離されたコミュニティが生まれ、地域住民と外国人コミュニティの間に溝ができ、摩擦やトラブルに発展するケースもある。

外国人との信頼関係を構築し、彼らが抱える課題について解決を図るため、相談窓口対応職員の育成や在住外国人団体と連携し外国人に相談窓口を周知するなど、課題を抱える外国人が取り残されない取組が必要となっている。

以上から、外国人相談対応体制について、以下を提言する。

提 言

1. 相談窓口対応職員の増員及び育成を図ること。
2. 相談窓口の機能拡充を図ること。
3. 相談支援業務に必要な財源を確保すること。
4. 在住外国人団体等との連携を図ること。

2 やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化

外国人の増加に伴い、生活支援や行政サービスに関する情報の提供が重要性を増しているが、次のような課題が浮き彫りになっている。

外国人が必要な情報にアクセスする際、言語の壁が高く、生活の不便さや不安を感じる場面が多い。特に行政手続きや保健、医療、福祉、労働、雇用、教育、住居、防災等に関する情報が不十分である。

外国人住民へ情報が発信されていても、国籍の多様化により理解できる言葉ではない、理解しづらい難しい日本語が使用されているために、情報が適切に届いておらず周知不足の状況が見受けられる。

以上から、やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化について、以下を提言する。

提 言

1. やさしい日本語や多言語での情報提供・発信を充実させること。
2. 市町村の情報発信の強化を支援すること。
3. 多様な団体との協働により情報発信を行うこと。

3 日本語教育等の環境の整備

「日本語教育の推進に関する法律」は、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的としており、基本理念及び国、地方公共団体、事業主の責務として次のように定めている。

基本理念（第3条関係）

- ① 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならないこと。
- ② 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならないこと。
- ③ 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならないこと。
- ④ 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならないこと。
- ⑤ 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならないこと。
- ⑥ 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならないこと。
- ⑦ 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならないこと。

国の責務（第4条関係）

国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事業主の責務（第6条）

外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

国の責務として、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し実施すること、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施することとされている。

また、事業主の責務として、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力し、雇用する外国人に対する日本語教育の機会の提供等の支援に努めることとされるなど、居住する外国人の幼児、児童、生徒、労働者等に対し、日本語教育の充実を図るための各施策を講ずることが求められている。

しなしながら現状では、就学前、就学後、就職後のいずれのフェーズにおいても日本語教育が積極的に行われていない。

特に学校では、外国人児童・生徒の受け入れについて、教育委員会がどのような取組を行うか方向づけをする必要がある。外国人の受入については、英語担当教師に一任されることが多いが、教員免許を持っていれば誰でも対応できるわけではなく、教師がどのように対応していいか分からず困っている現状があり、専門的なコーディネーターの配置や連絡協議会といった専門部署の設立が求められる。

学校以外での日本語教育については、財団や関係機関*が日本語教室を開催し、教育機関で学ぶ機会がない外国人への日本語教育の機会を提供しているが、日本語教室の開催地が一部に限定されるなど、日本語教育を受ける機会のない外国人が少なからず存在している。

また、外国人労働者に対する日本語教育について、国、県と事業主が協力して学習の機会を提供する必要がある。

県においては、どのフェーズにおいても外国人が取り残されないよう、文化観光スポーツ部、こども未来部、教育委員会、商工労働部が連携し、日本語教育環境の施策を策定し、実施する必要がある。

以上から、教育環境の整備について、以下を提言する。

提 言

1. 日本語教育の実施体制を強化すること。
2. 地域日本語教室の設置を促進すること。
3. 外国人幼児、児童、生徒の受け入れ体制を整備すること。
4. 事業主と連携し日本語教育の機会を提供すること。

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化

外国人は各々の選択に応じて社会でライフステージを移行しながら生活しているが、就学、進学、就職等、ライフステージを移行する際に課題に直面することが多く、この継ぎ目における支援が必要である。

また、2019年から導入された特定技能制度により、特定技能2号の場合は、在留期間の上限がなくなり、条件を満たせば配偶者や子の帯同が可能になったことから、家族で在住するケースが可能となり、長期間での滞在も想定されるようになった。

そのため、外国人の妊娠・出産、子育て、就学、高齢化に伴う介護に対応する体制の強化も必要になってくると見込まれ、乳幼児期、学齢期、青壮年期及び高齢期といった各ライフステージやライフサイクルに応じたサポートを行うことが求められる。

しかし、現状は、外国人に対応した分野（教育、雇用・労働、医療・福祉、住居、防災等）における基本的な支援体制が不足していると思われ、NPOや在住外国人団体等の地域における支援者がボランティアで対応しているケースが散見される。

県においては、基本的な支援体制についての現状の把握と必要な行政サービスの実施が求められる。

以上から、ライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化について、以下を提言する。

提 言

1. 教育、雇用・労働、医療・福祉、住居、防災等の各分野における外国人に対する行政サービスの現状を把握・分析し、対策を強化すること。
2. 各分野における行政の担当者間の連携体制を構築し、情報交換・共有を図ること。

3. 各分野において行政と地域における支援者との連携体制を構築し、情報交換・共有を図ること。

第2章 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

外国人を含め沖縄県に暮らすすべての人が安全・安心に暮らしていくためには、前章で述べた相談体制の構築と拡充、情報発信の強化、日本語教育の機会の提供等のサポートに加えて、個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見のない社会が求められる。

この章では、地域住民と外国人の共生のほか、近年頻発する自然災害への備え、外国人への差別の解消について検討し、安全・安心に暮らせる共生の地域づくりを提言する。

1 地域住民と外国人の共生

法務省ロードマップにおいては、取り組むべき中長期的な課題の重点事項の1つとして、「共生社会の基盤整備に向けた取組」があげられており、外国人との共生に係る啓発月間の創設や各種啓発イベント等の実施の他、外国人の生活状況に係る実態把握が求められている。

沖縄県の事業としては、平成23年度からワークショップや調査事業、県内市町村を対象としたモデル事業を実施しており、広域的な課題の把握や多文化共生に関する全県的な地域住民への意識啓発を行ってきたところである。

一方で、調査事業については調査結果が県の多文化共生施策にどれだけいかされてきたのか見えない状況であり、多文化共生関連イベント等についても継続性がなく、地域住民と外国人を繋げる場となっているとは言い難い。

また、地域住民と外国人を繋ぐ場として、敬老会や地域で開催されるスポーツ大会等を通して、地域住民と外国人の交流機会が促進される取組が求められ、そのような取組を行う際、企画段階から外国人が参加することが、対等な関係性を構築する上でより効果的である。

地域住民と外国人を繋ぐ街づくりを促進するための取組では、行政だけでなく、多文化共生を行う関係機関等も実施主体となり得る。

そのため、これらの団体が積極的に地域住民と外国人の交流を促進する取組を行えるよう、県からの助成や補助といった資金面でのサポートについて検討する必要がある。

国内における他自治体の多文化共生事業の取組として、「多文化共生月間」の実施などがある。法務省ロードマップに記載されているように、外国人との共生に対する意識啓発を行うためにも多文化共生月間等の実施により、意識啓発を図ることが求められている。

さらに、沖縄県においては戦前・戦後に世界各地へ移住したウチナーンチュがたくさんおり、彼らもまた、諸外国で外国人として地域にとけ込み受け入れられてきた歴史があることから、そのような事例の紹介も意識啓発には効果的である。

以上から、地域住民と外国人の共生について、以下を提言する。

提 言

1. 地域住民と外国人を繋ぐ街づくりを促進すること。
2. 各市町村と情報を共有し、取組を支援すること。
3. 多文化共生関係機関への地域住民と外国人の交流を促進する取組に対する助成や補助制度を設けること。
4. 多文化共生月間の実施など沖縄県民に対する多文化共生に係る意識啓発を図ること。

2 外国人の病気や障害、災害への備え

医療機関の外国人患者受入れ環境整備として、法務省ロードマップ及び地域における多文化共生推進プラン（以下「総務省プラン」という。）では、電話通訳の利用促進や気象言語に対応した遠隔通訳サービスの提供等を行うことによる外国人患者が安心して受診できる環境を整備することが求められている。

外国人が、健康に生活している場合のみならず、病気やケガ、高齢化に伴う障害等により、保健・医療・福祉・介護のサービスを必要とする場合がある。これらのサービスが「やさしい日本語」によって提供されるだけでなく、慣れ親しんだ母語による正確な説明に基づくインフォームドコンセントが求められる場合も多く、文化に配慮した多言語通訳・翻訳のサービスを合わせて提供することにより、安全・安心なサービスを提供することが求められる。

その場合、それぞれの分野で民間施設やNGOの活動に頼り過ぎることなく、行政が責任を持って、安全・安心なサービス提供できるよう、体制づくりをすることが求められる。

また、災害発生時等の取組として、法務省ロードマップにおいては、全ての外国人が取り残されることなく、安全に安心して暮らせるようにするため、外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」が求められている。

総務省プランにおいて、災害時の支援体制の整備として自主防災組織等への外国人住民の参画促進が求められており、外国人住民が災害時の支援対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手となるよう、外国人防災リーダーの育成等による外国人住民の防災訓練への参加や自主防災組織等への参画促進が求められている。

沖縄県では、財団と「災害時における外国人支援に関する協定」を締結しており、沖縄県災害対策本部が設置される災害時に県から財団へ支援要請を行うことで、外国人避難に係る支援を受けることとなっている。

しかし、協定締結後、実務的な避難訓練を行ったことがないため、災害時を想定した外国人が参加する避難訓練を行う必要がある。

外国人の防災訓練の参加については、やさしい日本語を用いて実施し、地域住民にやさしい日本語を普及することで、日頃から外国人との関係性を構築することができ、積極的な参加につながると思われる。

他県では、外国人防災リーダーの育成にあたり、市町村の自治会が主体となり防災訓練を行うことで、外国人防災リーダーの育成に成功している例がある。

県内においても市町村と大学が協力し、防災訓練を実施した事例があるが、このような取組を独自で行える市町村は少ないため、各市町村へのサポートも必要となる。

以上から、外国人の病気や障害、災害への備えについて、以下を提言する。

提 言

1. 外国人の病気や怪我、高齢化に対する保健・医療・福祉・介護サービスを提供するにあたっては、「やさしい日本語」及び文化に配慮した多言語による安全・安心なサービスを提供すること。
2. 行政と民間が連携して安心・安全な保健・医療・福祉・介護サービスを提供する体制整備を行うこと。
3. 災害時における外国人への情報発信を強化すること。

4. 外国人防災リーダー等の育成による外国人住民の防災訓練への参加や、自主防災組織への参画を促進すること。
5. 防災訓練等を行う市町村へのサポートすること。

3 外国人への差別の解消

沖縄県は、沖縄県差別のない社会づくり条例を制定しており、同条例においては県・県民・事業者の責務として、社会全体で差別の解消に向けた取組を行うことが求められている。

沖縄県が過去に行った在住外国人を対象とした調査においては、差別を感じたことはない外国人が69.2%、偏見や差別を感じたことのある外国人は26.3%であった。

外国人であることを理由にしたアパートへの入居拒否や飲食店への入店拒否といった日常生活における差別や、職場でのモラルハラスメントといった問題は解消されていない。

このような差別に対する取組として、大家と不動産業者がネットワークを作り、「外国人差別をしない」意思表示のためのロゴマークを作成し、店頭に掲示することで、外国人差別をしない店舗を識別できるような他県の取組などが参考となる。

また、沖縄県差別のない社会づくり条例に賛同している企業等に対し、新たに県独自の優遇措置を講じ、企業等の参画を促すことも有効であると考えられる。

なお、海外での事例として、スペイン（バルセロナ）で行われている「反うわさ戦略」がある。行政、NGO、地域の自治組織や移民団体が協力して研修・ワークショップやまつり、SNSでの情報発信などを企画し、草の根レベルで外国人にまつわる“根拠のない噂”を否定するこの取り組みは、行政等が「事実」を根拠に“根拠のない噂”を否定する取組よりも効果が高く、差別解消の参考としたい。

差別が生まれる要因の1つとして、外国人が身近にいないということがあげられる。そのため、幼いころから色々なバックグラウンドを持つ人と接点を持つことによって、差別をなくすことができると考えられる。

以上から、外国人への差別の解消について、以下を提言する。

提 言

1. 沖縄県差別のない社会づくり条例を浸透させること。
2. 多文化共生施策への企業等の参画を促すこと。
3. 幼少期から多様な外国人との交流を促進すること。

第3章 県全体での連携推進

ここまで、外国人の活躍に向けたサポート、安全・安心に暮らせる共生の地域づくりについて検討し、項目ごとに提言をまとめたが、この提言を実際に沖縄県の多文化共生社会の構築につなげていくためには、県全体で連携して取り組んでいく必要がある。

また、施策の推進にあたっては、具体的な計画を策定し、進捗管理をしながら適切に実施していく必要がある

この章では、連携・協働体制の構築と拡充、多文化共生推進のためのアクションプランの策定について検討し、県全体での連携の推進を提言する。

1 連携・協働体制の構築と拡充

多文化共生施策は、教育、雇用・労働、医療・福祉、住居、防災等多岐に渡るが、多文化共生を推進するにあたり、県庁内の各分野の担当課間の連携体制が整っていない。

今後さらに増加が見込まれる外国人への対応を考慮すると、県庁内の各分野の連携促進が求められ、各担当課が関わる多文化共生施策の情報を共有し進捗状況を把握するための会議等を設置するなど、連携体制を構築する必要がある。

また、実務を行う上で、主に現場対応を行う主体は、関係機関があるが、お互いの活動状況が見えないといった課題が寄せられている。

沖縄県内の多文化共生施策については、その方針を県が示し、関係機関が連携できるような環境を整える必要がある。そのため、関係機関相互の連携促進を

行う会議を設置するなど、県の方針や市町村等関係機関の取組状況を共有する場を設けることが望ましい。

なお、上記で述べたように多文化共生については対応範囲が広いため人的リソースが多く求められるところであるが、沖縄県の実施体制は他県の状況と比較してもその体制は脆弱である。今後も予想される外国人の増加に対応するためには、担当職員の配置増や担当課の設置等が求められる。

以上から、連携・協働体制の構築と拡充について、以下を提言する。

提 言

1. 多文化共生に係る沖縄県庁内での連携を強化すること。
2. 多文化共生施策を行う関係機関相互の連携を強化すること。
3. 県の担当部署の体制の強化を図ること。

2 多文化共生推進のためのアクションプランの策定

総務省プラン（2006年）では、全国各地において外国人住民の更なる増加が見込まれるなか、地方公共団体が地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進することが求められた。

これを受けて沖縄県では、多文化共生の推進に係る指針としておきなわ多文化共生推進指針（2009年）を策定し、多文化共生施策に係る基本理念や基本方針、基本的方向性、基本的施策例を定めている。

会議では、指針策定からすでに15年経過しており、在住外国人数や外国人観光客数は大きく増加し、社会情勢や国の制度も大きく変化していることなどを踏まえ、改めて指針を見直す必要性について議論した。

また、指針に掲げられた施策例を、具体的な施策に具現化するための計画等が策定されていないため、各分野にまたがる多文化共生施策の実施状況の把握や、効果検証が行われてこなかったことが指摘され、指針の見直しに加えて具体的な各分野の施策を明示するアクションプランの策定が必要であると結論づけた。

アクションプランでは、教育、雇用・労働、医療・福祉、住居、防災等の各分野における具体的な多文化共生施策を明記するとともに、各施策が有機的に連携して提言の実現に向けて着実に実施されるよう求めたい。

また、施策の立案にあたっては、限りある資源（財源、人員等）を効果的に活用するために、課題の緊急性や重大性を勘案したうえで優先度を検討し、短

期的に解決すべき課題には迅速に対応し、中・長期的な対応が求められる課題については着実に取組を行う必要がある。

このためには、適切な目標設定と効果検証を行うことが不可欠である。

以上から、多文化共生推進のためのアクションプランの策定について、以下を提言する。

提 言

1. 多文化共生推進のためのアクションプランを速やかに策定すること。
2. プランには各分野における必要な施策を明記するとともに、期限を定めた目標を設定し、効果検証を行うこと。
3. プランに定めた各施策が有機的に連携し提言の実現が図られるよう着実に実施すること。

おわりに

4回にわたる万国津梁会議においては、それぞれの委員による強い思いが語られ、外国人を取り巻く現状について多様な側面からの課題の指摘と改善のための具体策が述べられた。

外国人が住みやすい・働きやすい・学びやすい仕組みづくり、県民の異文化理解、外国人が安心して暮らせる・過ごせる環境の整備、協働による地域コミュニティの活性化などについて、総合的かつ多角的な視点から議論し、県が今後とるべき多文化共生の方向性について提言を行った。

「外国人の活躍に向けたサポート」においては、各分野における対策の強化、相談窓口の体制の強化、情報発信の強化、教育環境の整備等について提言した。

「安全・安心に暮らせる共生の地域づくり」においては、県民と外国人の協働による地域づくり、(安全・安心な生活の確立)、差別のない社会づくりの促進等について提言した。

「県全体での連携の推進」においては、県庁内の連携強化、県内各機関の連携強化、指針の見直し、アクションプランの策定等について提言した。

各項目で掲げた提言については、これから県によってそれぞれの分野における具体的な取組が検討・検証され、必要な施策について優先度、予算、人員、

タイムスケジュールなどを踏まえ、適宜アクションプランに取り入れられ、今後、必要な各施策が着実に実施され、沖縄が世界に開かれた交流と共生の島として発展していくことを期待したい。